

平成 25 年 6 月

## 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)について

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)が環境基本法に基づく水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準の項目に追加されることが告示され、平成 25 年 3 月 27 日より施行されました。

### ○直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)とは、

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩は、ベンゼン環に直鎖のアルキル基が結合した直鎖アルキルベンゼンにスルホ基が結合した化合物です。家庭用・業務用洗剤に多く用いられ、商用の直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)は、アルキル基の炭素数や結合位置の違いなど 20 以上の混合物からなります。

### ○水生生物の保全に係る水質環境基準とは、

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められており、「人の健康の保護に関する環境基準」(健康項目)と「生活環境の保全に関する環境基準」(生活環境項目)に分けられています。

水生生物の保全に係る環境基準は、生活環境項目に位置付けられており、水生生物の生息状況に応じて水域が類型化され、その水域類型ごとに基準値が定められています。

表.1 水質汚濁に係る環境基準 (直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩)

項目	水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	河川及び湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
		生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.02mg/L 以下
		生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.05mg/L 以下
		生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.04mg/L 以下
	海域	生物A	水生生物の生息する水域	0.01mg/L 以下
		生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.006mg/L 以下

水生生物の保全に係る環境基準は、全亜鉛、ノニフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)の 3 項目となりました。些細な事でもお問い合わせ頂けると幸いです。

<http://www.let-toyokankyo.com>



ISO 9001 : 2008 認証取得 (分析施設)